

令和5年度主な補助金の改正点について

資料4-1

1 保育士等宿舍借り上げ支援事業補助金【改正】

※詳細については資料4-2を参照ください

- 対象者が採用日から**7年以内**の常勤保育士等へ変更
※経過措置として、令和2年度に事業対象であり、引き続き令和5年も事業対象となる場合には10年以内、令和3年度に事業対象であり、引き続き令和5年度も事業対象となる場合には9年以内、令和4年度から事業対象であり、引き続き令和5年度も事業対象となる場合には8年以内

2 新型コロナウイルス感染症対策補助金【改正】

※詳細については資料4-3を参照ください

- 国の補助要件、対象経費などの変更
国の補助要件見直しに伴い、対象経費、補助要件などが変更となる予定です。
※国の説明会がまだ開催されていない為、具体的な内容については、後日ご案内予定です。新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した場合に使う経費に変更となる予定です。

3 （仮称）地域型保育事業保育体制強化事業補助金【新規】

- 園外活動時の見守りを行う者を配置する場合の補助（1施設あたり月額45,000円）
※令和5年度から地域型保育事業に対し実施される国の補助事業になります。補助要件等がまだ国から示されておりませんので、分かり次第、御案内いたします。